

酒田地区広域行政組合
管理者 酒田市長 矢口明子様

酒田地区広域行政組合
監査委員 大石 薫

監査委員 石川 武利

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
酒田地区広域行政組合 事務局	10月31日	12月4日～ 1月25日	12月26日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

注意事項

【支出事務】

○支払事務の遅延により遅延利息が発生したもの

最終処分場埋立地で使用しているホイールローダの予備タイヤ・ホイール代 316,493 円について、令和 5 年 5 月 22 日付けの請求書（支払期限：令和 5 年 6 月 21 日）が届いていたものの、令和 5 年 9 月 5 日に支払期限から 2 か月 15 日遅れで支払をしていた。その際、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条の規定による遅延利息 1,600 円（年 2.5%）が生じ、支出科目を新設して流用により対応していた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。